（様式第2－21号） 　　　 　　　　　（甲号）

　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

　　竹原市農業委員会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　 職業　　　　　　 氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　承継者住所

 　　　　　　　 職業　氏名

　農地法第　　条の規定により　令和　　年　　月　　日付け指令　　　第　　　　　号で許可を受

けた次の土地について，「 事業計画 」を「 変更 」したいので，申請します。

１　承認を受けようとする土地の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  　 | 　地　番 |  地　 　目 | 面　積(㎡) | 　 |  備考 |
|  登記簿 |  現　況 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  　　　筆 | 面　積　　　　　 (㎡) |  |  |  |

２　事業目的など（承継者または当初計画者の変更後の目的など）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  (1) (2) | 用 　　　途 | 　（ 　　　　 　　　　　　 　　　 ） |
| 事業計画の総括 |  | 着工　令和　　年 　月 　日　～　完成　令和 　年 　月 日 |
| 区分 ＼ 数量等 |  | 棟数等 | 建築面積等（㎡） | 所要面積（㎡） | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

 (3)　事業計画の詳細（別紙で作成のこと。）

　　　　　　　　　 （乙号）

３　変更前の事業計画に従った事業の実施状況

４　当初計画者が変更前の事業計画どおり事業が逐行できない理由

５　変更後の転用事業が変更前の事業に比べて，同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの

 説明（当初の転用目的の達成が可能な変更の場合は，記載不要）

６　変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画

７　変更後の転用事業によって生じる付近の農地，採草放牧地，作物等に対する被害の防除施設の概要

　　別紙の「被害防除措置計画書」のとおり

(注)７　「別紙の被害防除措置計画書」として，様式第２－３号に必要事項を記入し添付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 　  |  　説　　　　　　　　　　　　　　　　　　明 |
|  １ |  配　　　置　　　図 |  変更後の事業により設置しようとする建物その他の施設及びこれらの 施設を利用するために必要な道路，用排水施設その他の施設の位置を 明らかにした図面 |
|  ２ |  被害防除措置計画書 |  様式第２－３号を提出する。 |
|  ３ |   | 変更後の事業に関連して新たに資金を必要とする場合。 自己資金は，事業を行う者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。借入資金は，融資証明書。金融機関以外からの借入れの場合は，その貸付者の融資証明書及び貸付者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。ただし，追認承認申請（承認の対象となる事業が完了しているものに限る）の場合は，不要 |
|  ４ |    |  変更後の事業に関連して許可・認可等を必要とする場合に，許可書等 の写し又は申請書の写し |
|  ５ |    |  変更前の事業計画について取水又は排水について水利権者，漁業権者 の同意を得ている場合で，変更後の事業について新たな同意を得てい る場合 |
|  ６ |    |  変更前の事業計画に係る土地改良区に求めた意見について，新たに意 見を求める必要がある場合 |
|  ７ |  土地の登記事項証明書 |  全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。　申請地に係るもの |
|  ８ |  位　　　置　　　図 |  申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など） |
|  ９ |   |  法務局備え付けの公図の写しなどに，申請地の付近の地番，地目，道 路・水路を明示したもの |
|  10 |   |  事業を行う者が法人の場合 |
|  11 |  法人の登記事項証明書 |  事業を行う者が法人の場合 |
|  12 |   |  農業委員会が必要と認める場合など |

(注)　７から11の添付書類については，次の場合に必要。

　　①　許可から５年以上の期間が経過している場合

　　②　当初申請者に代わって転用を希望する者がある場合（同時に，法第５条の許可申請をする場合

　　　を除く。）

　　③　当初申請時以降，変更があった場合